

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年3月16日9時00分）

場所：災害対策本部会議室（第二分庁舎6階）

（副本部長（くらし安全防災局長））

ただいまから、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。初めに、本部長である知事よりご挨拶をお願いします。

（本部長（知事））

おはようございます。3月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、3月14日に施行されました。今後、国内の感染状況について、政府は感染の蔓延の恐れが高いと判断した場合には対策本部を設置し、基本的な対処方針を策定することになります。また都道府県においても対策本部を設置することになります。

政府の対策本部は、現時点では設置されていませんが、県では、国の本部に先駆け、これまでの危機管理対策本部から新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部に移行することにしました。なお、政府が対策本部を設置すれば、自動的にこの本部が法定の本部となります。

本日は、第1回目の本部会議となります。

今回の法改正により、事態の進展に応じ、法定の本部体制を整えるほか、国が緊急事態宣言を出すことが可能になりました。

本県が緊急事態宣言の対象地区となった場合、知事の権限で県民の皆様に出制限の要請、施設使用制限の要請、指示などの措置を行うことが可能になります。

今後、県民の安全・安心を確保するために必要がある場合、対象地区や内容を慎重に判断し、措置することになると考えています。

そうした新たな局面にも対応できるよう、体制をあらかじめ、これまで以上に強化することが必要となります。本日は、法令改正などの国の動向、法に基づく権限や措置などについて情報を共有するとともに、本部体制について協議したいと思います。

また、当面はそうした事態にならないよう出来る限りの努力をすることが何より重要です。本日の会議を踏まえ、引き続き、感染拡大の防止や県民生活の安定に向けた取組に全力を挙げて取り組んでいきたいと思えます。

職員一人ひとりが県民の安全・安心を守るという強い気持ちで対応することをお願いして挨拶とします。

（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。本日の議題は、「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の体制について」です。まず、特措法の関係について、健康医療局から資料の説明をお願い

します。

(副本部長 (健康医療局長))

資料1をご覧ください。ページ中央の改正の概要ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となる「新型インフルエンザ等」の定義に新型コロナウイルス感染症が追加されました。施行期日は、公布日の翌日、令和2年3月14日です。

参考資料をご覧ください。2ページに「有事における都道府県の役割」が記載されています。「政府対策本部の設置」ですが、感染の蔓延の恐れが高いと厚生労働大臣が総理に報告したとき、政府の対策本部が設置されます。政府の対策本部が設置されると、基本的な対処方針の作成など資料記載の対応が行われます。そして政府対策本部が設置されると自動的に都道府県の対策本部が設置されます。現時点で県対策本部は法定の本部ではありませんが、政府の本部が立ち上がったときには、法定の本部になります。

その後、更に感染が拡大した場合、専門的な評価を行った上で、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発表します。緊急事態宣言が発表されると、国、都道府県、市町村にそれぞれの役割があり、都道府県は蔓延防止に関する措置や、医療等の提供体制の確保に関する措置、国民生活及び国民経済の安定に関する措置等といった役割を担います。

3ページは緊急事態宣言の内容です。2つ目にあるとおり、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が定められます。3つ目として、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が指定されます。区域は原則として、都道府県単位で指定される可能性が非常に高いということです。そして、対象となった都道府県は、知事の権限で様々な対応をすることになります。

4ページをご覧ください。感染を防止するための協力要請です。1つ目は、不要不急の外出自粛等の要請で、都道府県は住民に対して期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を要請することができます。具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針を示す予定となっていますので、基本的対処方針に合わせて要請していくことになるかと思えます。

2つ目の学校、興行場等の使用制限の要請等についても、期間を定めて、学校、社会福祉施設等の使用制限や開催制限を要請することができますようになります。具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針が示される予定となっています。それぞれ、正当な理由がないのに要請に応じないときは、例えば、施設の使用制限を指示するといった、かなり強い権限になるので、十分に対応を検討した上で、知事が要請するようになっています。概要は以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。

資料2ですが、今回、神奈川県対策本部を設置することに伴い、体制についても資料を用意しています。事務局から説明願います。

(統制部)

資料2をご覧ください。本日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部を設置しました。それに伴い、体制を変更します。健康医療局とくらし安全防災局の職員を中心に統制部を設置し、統制部を中心に各部と連携し、対応する体制に移行します。統制部の体制を大きく分けると、医療関係については健康医療局、それ以外の物資調達等についてはくらし安全防災局を中心とした体制になります。

3月2日に各局から29名の職員の応援をいただき、新型コロナウイルス感染症対策部会を設置しましたが、相談センターや専用ダイヤルといった県民等からの相談体制や県の基本方針等も含めて統制部に引き継ぐこととなります。

また、本日からさらに9名の応援職員をいただき、新たな課題にも対応できる組織体制としました。各局のご協力に感謝します。

今後、本県を対象区域とする緊急事態宣言が出される事態になれば、県民への外出制限の要請、会場の使用制限等の要請や指示といった慎重な対応が必要となります。その際には、統制部が中心になって対応しますが、相当量の業務が発生し、調整が必要になってくることも予想されます。各部には負担をかけますが、引き続きご協力をお願いします。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

事務局より、新たな組織図の説明がありました。本日予定されていた議題は以上です。措法の概要や新たな本部体制について、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

なければ本部長お願いします。

(本部長 (知事))

事態は刻々と変化していますので、柔軟な対応をお願いします。この組織図については、現時点ではこの形にしますが、事態の進展によっては柔軟に見直していきたいと考えています。感染拡大防止のためにしっかりと対応しながら、医療崩壊という事態を何としても避けなければなりません。毎日、県内の各病院がどういう状況かということ調べていただいて、その内容をオープンにしています。そうした確認を行いながら、医療崩壊を絶対に食い止めるために皆さんとしっかりと対応していきたいと思います。それではお疲れ様でした。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

本部長から指示がありましたので、是非よろしくお願いします。本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。